

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成28年  
9月9日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………
- 周南都市計画道路事業の認可(都市計画課)……………
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)……………
- 公告  
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………



### 山口県告示第二百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

|        |           |               |           |
|--------|-----------|---------------|-----------|
| 施術者の氏名 | 名称        | 所在地           | 指定年月日     |
| 黒田 学   | 訪問マッサージ黒田 | 山口市湯田温泉三丁目三番一 | 平成二八、八、一七 |

### 山口県告示第二百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、周南都市

計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十八年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称  
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業三・三・四百一山手線  
周南都市計画道路事業三・四・四百十七中溝線
- 三 事業施行期間  
平成二十八年九月九日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地  
周南市大字富田字中溝、日地町及び大字富田字新町

### 山口県告示第二百七十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、東岐波県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 東岐波県営住宅新築工事
  - (一) 工事場所 宇部市大字東岐波字古丸尾及び字馬ノハマリ地内
  - (二) 工事の概要

| 構         | 造     | 延べ面積        | 戸数  |
|-----------|-------|-------------|-----|
| 鉄筋コンクリート造 | 地上六階建 | 二、一三七平方メートル | 三〇戸 |

- 二 経営規模等入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

- こと。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
  - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十八年九月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法
 

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所
 

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 

平成二十八年九月二十九日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十月十三日までに発送する。
- 四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三三八七〇)にすること。



(三七六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十八年九月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事業の名称
 

県営下関南部地区農村振興総合整備事業
- 二 事業の種類
 

用排水施設の改修
- 三 工事完了の時期
 

平成二十四年一月十二日
- 一 事業の名称
 

県営下関南部地区農村振興総合整備事業
- 二 事業の種類
 

ため池の整備
- 三 工事完了の時期
 

平成二十八年二月四日
- 一 事業の名称
 

県営下関南部地区農村振興総合整備事業
- 二 事業の種類
 

鳥獣侵入防止施設
- 三 工事完了の時期
 

平成二十七年三月三十一日

一 事業の名称  
県管下関南部地区農村振興総合整備事業

二 事業の種類  
暗渠排水（排水）

三 工事完了の時期  
平成二十四年二月二十八日

---

平成二十八年九月九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁